

無料付帯

刑事訴訟弁護費用制度

組合員が正式起訴されてしまいそんな
人身事故を起こした場合に発動

自動車共済関東独自の

刑事訴訟弁護費用制度

自動車共済関東が独自に作った制度です。自動車共済加入者で各所属団体の組合員が対人の交通事故を起こし、その職(身分)を失う恐れが生じた場合、その職(身分)を守ることを目的としています。

公務員であることの留意点

地方公務員が法律上、懲役・禁固刑の処分を受けた場合、特別な条例がある場合は別として地方公務員法(28条)によって失職することになります。失職すると、職員たる身分を失うとともに、退職金や年金についても大きな不利益を受けることになり、本人の精神的、心理的負担は、はかりしれないものがあります。

したがって組合員が正式起訴されそうな人身事故を起こした場合は、検事が正式起訴しないよう円満な示談を早急にする必要があります。

自動車共済関東では、重大な対人事故をおこして、刑事訴訟の被告人となる、又はその恐れがある場合には、「刑事訴訟弁護費用」制度を使い、組合員の身分とご家族を守るために、皆様と最善の解決方法を考えてまいります。

なお、重傷事故を起こした人が以前に重大な刑事処分を受けていた場合や交通三悪といわれる酒酔い運転・ひき逃げ・無免許運転を伴う場合には、執行猶予がつかない可能性が高いだけでなく、この刑事訴訟弁護費用制度の適用除外となります。

もしもの時にここが

民間損保と違う!!

独自の 公務員の身分を全力でガード

刑事訴訟弁護費用制度

刑事訴訟弁護費用を補助! ▶ 最高で **100**万円

法律相談 ▶ 最高で **10**万円